

2007年10月1日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

支部ニュース

新潟支部

発行人 支部長 田村 三樹夫

(第14号)

〒957-0111 北蒲原郡聖籠町真野1553
鈴木労働安全コンサルタント事務所内
TEL 0254-27-6011
FAX 0254-27-6011

労働局の窓



新潟労働局労働基準部
安全衛生課長 関川 美秋

みんなで進める リスクアセスメント

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部の田村支部長様はじめ会員の皆様方には、日頃より私ども労働行政と
りわけ労働安全衛生対策の各種
施策に、御理解と御協力を賜っ
ておりますことに、厚く御礼申
上げます。

特に、新潟支部様におかれま
しては無料での「安全・衛生相
談センター」事業を継続し、諸
問題の解決にあたっていただい
ており、加えて本年は各労働基
準監督署で実施する「リスクア
セスメント」研修会へ、無報酬
で講師派遣をしていただくなど
全く頭の下がる思いです。

さて、中越地震から3年もた
たず、惨状が脳裏から去らない
うちに中越沖地震が発生しまし
た。

被災された皆様には、心から
お見舞い申し上げます、早期の復旧
を陰ながらお祈り申し上げます。
私も含め、県民の誰しもが、
まさかこんなに早い時期に同じ

ような大きな地震が起こるとは
思っていなかったはずで

も、3年前の例にならって、災
害本部、特別相談窓口を立ち上
げ、建設業界に対する労災事故
防止の緊急要請、緊急医薬品の
配布、心のケアのための相談窓
口の開設、アスベスト対策のた
めの協議会開催など粛々と行っ
てまいりました。

ところで、3年前の中越地震
のときは本震による労災死亡者
がなかったところ、今回は鋳物
砂再生工場で地震により爆発火
災を惹起し1人が死亡したこと、
何と言いましても原子力発電所
のトラブル、特に火災事故、放
射能漏洩、クレーン破損などが
大きく取り上げられて社会的問
題となっており、風評被害にも
つながっておりますし、今後の
首都圏の電力需要増加に耐えら
れるのか懸念されるところで
さらに、驚いたのが、柏崎の
一部品メーカーの操業停止によ

り我が国自動車産業が全て一時
ストップしたことではないでしょ
うか、危機管理が問われるとこ
ろです。

また、能登、新潟と続いたこ
とから、これらの地域全体が危
ないと思われているのが残念で
す。

さて、昭和33年にスタートし
た労働災害防止5か年計画も10
次を数え、今年はその第10次労
働災害防止計画期間の最終年に
あたります。

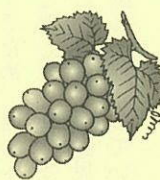
昭和33年スタート以来かれこ
れ50年たったわけですが、この
間皆様方のご協力を得ながらあ
らゆる対策を講じてきまして、
一定の成果はあったものと自負
しております。

ところで、最近、地震による
ものを除きましても労働災害が
増加傾向を示しており、その要
因として、安全に関する人材の
確保が困難になっていたり、未
熟練労働者に対する教育が不十
分なことや安全管理活動が低調
となっている事業場があるなど
と言われており、さらに、これ
からの団塊世代の大量退職など
に伴い今までせっかく築いた安
全のノウハウが十分に継承され
ないことが危惧されております。
来年からは第11次労働災害防
止計画期間に入りますが、これ
からの労働災害防止対策の成否

は、これまでに培った安全手法
に加え、「リスクアセスメント」
の普及・定着にかかってくるの
ではないかと思っております。

ご案内のとおり、リスクアセ
スメントについては、平成18年
3月に「危険性又は有害性等の
調査等に関する指針」が示され、
その詳細指針である「化学物質
等による危険性又は有害性等の
調査等に関する指針」が同時(平
成18年3月)に示され、さらに、
この7月には「機械の包括的な
安全基準に関する指針」が改正・
公表されたところですが、これ
らリスクアセスメントの普及・
定着には、コンサルタントの先
生方のお力添えが是非とも必要
であります。

従来から、各事業場における
安全・衛生水準の向上に御貢献
をいただいているところですが、
本年度は特にこれらリスクアセ
スメントの普及・定着にご尽力
いただきたいと考えております
ので安全衛生診断、指導等に際
しましては、より一層の御配慮
をいただければ幸いです。
おわりに、皆様方の益々の御
発展、御健勝を陰ながらご祈念
いたします。



支部長挨拶

先ずはリスク

アセスメントの実施

新潟支部長

田村 三樹夫

(労働安全衛生コンサルタント)

平成19年度は第10次労働災害防止5ヶ年計画の最終年度にあたり、厚生労働省では今年度の全労安全週間のスローガンを『組織で進めるリスクの低減、今一度確認しよう安全職場』として展開したところです。

その中で、昨年(平成18年4月)の労働安全衛生法の改正は、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)及び必要な措置の実施を努力義務化する等、事業者の安全衛生管理のあり方を、従来の規定遵守型から幅広く自律型・対応型へ移行することを要求していると思われま

す。近年の我が国の労働災害の発生状況を見ますと、長期的には減少してきているものの、最近ではその減少傾向が鈍化し、今なお多数の労働者の方が被災している状況です。しかし、同じ先進国であるイギリスの労働災害による死者数は、日本の約10分の1と、圧倒的に少なくなっております。この違いは、イギ

リスで定着している『労働安全衛生マネジメントシステム』に起因するものと考えられます。

そこで、厚生労働省では自主的な安全衛生活動の促進を図るため『労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成18年3月 厚生労働省令第113号)』や『危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成18年3月 指針公示第1号)』等を公表しております。

ところで、ここで先ず取組んでいただきたいのがリスクアセスメントの実施です。この目的は、職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽(リスク)とそれに対する対策の実情を知って、災害に至るリスクをできるだけ取り除き、労働災害が生じないような快適な職場にするに前記、危険の芽を摘む(リスクの低減)ことが実現すれば、鈍化した災害減少傾向を飛躍的に改善するものと確信いたします。

なお、私ども労働安全衛生コンサルタントは、労働安全衛生の専門家として常に研鑽を重ねこれらの取組みや導入に際しまして、ご協力・ご支援できるものと確信いたしております。お気軽にお問い合わせ願います。

労働安全・衛生 コンサルタントの 視点

リスクアセスメント導入に 際して感じたこと

支部事務局長

鈴木 武 男

(労働安全コンサルタント)

昨年度は私が顧問契約している企業(製造業)において、リスクアセスメントを導入してまいりましたが、その際に感じたことを紹介したいと思います。

1. 既存の仕事についてリスクアセスメントする際、役割分担・責任の所在を明確にし、計画表を作成し、実施にあたっては、一ヶ月ごとの評価をし、必要に応じて計画を修正する、P D C Aサイクルを回すようにしてもらっています。この方法は労働安全衛生マネジメントシステム導入時に役立つものです。しかし、部署によっては、このサイクルを回すことが苦手(計画を形だけのものとしてとらえている)などところもあり、そうした場合の関係者の意識付けに苦勞します。

は少ないものの、があります。特に感電とか、高所からの墜落など見受けられます。リスクアセスメント結果を第三者に評価してもらおうことの重要性を感じます。

3. 各企業ともリスクアセスメントの時間を確保することで苦勞していますが、回数を重ねるに従い、担当者のノウハウも増え、あるグループでは作業手順に従って、作業の写真を撮り、リスク評価グループ全員がその写真を見てリスク評価や、低減対策を話し合うことにより、時間の短縮が図れるなど、こちらとしても教わるが多々あります。

4. リスクアセスメントは、現場の監督者や作業者にとって馴染みのないものです。最初から教科書通りのものを要求するより、とにかく経験して、何回も試行錯誤を繰り返すことが結果的にうまくいくことだと感じます。リスク評価も点数法よりはマトリックス法など直感的にできる方が良く感じました。

5. 既存作業におけるリスクアセスメントを実施中に新しい機械・設備の導入がありました。その際には導入に伴うリスクアセスメントが実施されていませんでした。導入前のリスクアセスメントは機械・設備の安全に

大きく影響するため、せつかくのチャンス逃したと悔やまれますが、私の関係者への意思伝達の不足を感じ、反省してまいります。

「安全配慮義務」は、何をすれば

良いのでしょうか?

支部理事(研修委員会)

鈴木 直 夫

(労働安全コンサルタント)

時々新聞などで見かける「安全配慮義務」という言葉は、労働安全衛生法を見ても労働基準法を見ても、どこにも書いてありません。

「えっ、どうゆうこと?」と、不思議に思い中災防の参考書(経営者の労働災害防止責任 安全配慮義務 Q&A)を見たら、昭和59年の最高裁判決(川義事件)で確定した判例からでた考え方だそうです。

私は法律の専門家ではありませんので、「弁護士監修」の前記の参考書から一部、引用させていただきますが、ご存知のように最高裁の判例は法令と同じ効力を有しますので経営者にとつて非常に厳しい内容です。

参考までにこのときの判決の一部を書きますと「・・・雇用契約によって労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具等

を用いて労務の提供を行うものである。使用者は契約による報酬支払の義務にとどまらず、
 ・ 労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮する義務（安全配慮義務）を負っている」と述べています。この義務は、雇用契約に際し「暗黙の中に、契約の一部となっていて、この安全配慮義務に違反して労働者を被災させた場合、事業者は「民法上の債務不履行責任を負う」という法理です。

それでは、労働安全衛生法の第3条（事業者等の責務）とその後に続く条文で「事業者は、ああしろ、こうしろ」を全て守って「安全配慮義務を果たしたことになる」のでしょうか？
 私の調べた範囲では、残念ながらそれはなりません。労働安全衛生法は「最低限度の基準」を定めたもので、これを守っていれば「刑事責任は免れることはできる」としても、安全配慮義務（民事上の責任）を果たしたことになりません。
 「安全配慮義務」は、労働安全衛生法の規定以上の安全に関する配慮を要求しています。
 「えっ、本当？ そりや大変だー」と驚かれる方も多いと思います。そうなんです、なかなか厳しい義務なのです。

では、一体どうすれば、よいのでしょうか。「安全配慮義務」は「災害を未然に防ぐための物的・人的措置を尽くす義務」です。言い方を変えれば「職場内に危険が無いかを予見し、危険があればその危険を回避する予防措置を講ずる」ことでして、災害が発生したかどうかの結果責任ではありません。

即ち、社会通念上相当とされる防止手段（当然、最低基準である労安法の基準は満たしている）を尽くしていれば、たとえ労働災害が発生しても安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任は免れます。（しかし、最近の判例では、災害の予見可能性、または、危険回避に関する判断は一般的に、企業側にとって厳しくなっているようです）

「いやあ、勘弁してくれ。そこまでやっていると、会社経営はやっていられないよ！」と言いたくなるかもしれません、これが現実なのです。

「安全配慮義務」の要件は「危険の予見」と「その危険の回避」ですから、差し当たり、2年前から労安法で努力義務として追加された、第28条の2（事業者の行うべき調査等）をしつかりとやっていただくことでしょう。平たく申しますと「先ず職場のリスクアセスメントをやって、

その結果に基づいてリスクの低減対策を確実に行う。その後は、職場の安全衛生点検やヒヤリハット対応を日常活動としてやる」ことに尽きます。

私も労働安全衛生コンサルタント協会では2年前から、厚生労働省の委託事業で、「リスクアセスメント診断」をすでに始めていますし、各監督署でもその説明会をこの秋から始めるそうです。

事業者の皆さん、「リスクアセスメントと、それに基づくリスク低減策」が「よく分からん」とお考えの方は、この説明会にぜひ、出席して見てください。

私も、日本労働安全衛生コンサルタント協会は、これらのプロ集団です。微力ながらお手伝いをさせていただきます。ただし、訴訟になったら弁護士さんの方へどうぞ。私もは法律の専門家ではありませんから。

安全衛生小史

CSP労働安全コンサルタント
 豊島 豊 秀

1. 私の「度数率」との出会いは、昭和36年労使による優良事業場視察で労働組合役員として、大阪のK製造を見学した際、見学先の安全部長が「当社の当面の安全目標は度数率1を切る」と聞かされた時で

ある。

度数率の意味さえ理解していなかったもので、コンマ以下のレベルが如何に素晴らしいものなのかを知ったのは帰新後だった。

昭和36年は、労働災害による死亡者数が6,712人と過去最高数を数えた時代である。

2. 昭和47年労働安全衛生法及び関係法令が制定され、行政の監督指導も充実し労働災害も劇的に減少し、一定の成果が上がったことは数値が示している。

しかし、関係法令は労働災害防止のための最低基準ではないのに、関係者の多くは法令の規定を守れば事足りるとして、安全成績の改善は鈍化している。一度に3人以上の死傷者を救える重大災害は昭和60年以降増加傾向が続き歯止めがかからない。

労働基準法第5章安全及び衛生第42条〜55条では基本的事項を示しているのみで、詳細は命令で定めるとしていた。現行関係法令が定めている事項は最低基準であることを再確認し、より良い環境を創るよう努力しなければならぬ。

3. 会社勤務時代の事故・災害

と教訓

関係事業場の診断、指導に際しては実務で経験したことが役立つ。事故事例の幾つかを紹介する。

① 後付け部品溶接作業の踏台に、シンナー空缶を使用し、注ぎ口に溶接スパッターが入り爆発、作業者は全身火傷した。空缶処理が制度化されてなく、作業者の廃品利用が容易であったこと、危険物の燃焼範囲について周知されていなかった。

② 船体ブロック隔壁の塗装作業で、指示・用意されていた長柄スプレーガンを使用せず隔壁に溶接されていたボルトに登り、仮付けだったボルトが外れ転落し、重傷を負った。

統括安全衛生管理における作業打合せの充実・決定事項等の実施状況の監督に反省点があった。また、開口部の転落防止措置にも反省点があった。

③ 塗装工場内設備補修工事で小火が発生し可搬式消防ポンプを使用しようとしたが、エンジンが始動せず消防署の出勤を依頼することとなった。

ポンプの定期点検は守衛所職員で担当していたが、

業務の外部委託で点検業務の引継ぎがなく未点検になっていた。組織、職務分掌等変更の際し留意すべき事項である。

引継ぎ後は、建屋外壁の清掃も兼ね放水訓練を実施した。

4. 講演依頼の演題が特に指定がない場合は「安全衛生管理活動の活性化」の演題で安全意識高揚について体験を交えた話をしている。全員参加の仕組み創りと維持・工夫の事例等である。

- ① 見せる 年度安全衛生管理活動計画、ポスター、災害事例
- ② 聞かせる トップの安全宣言、社内報
- ③ 言わせる 安全衛生提案、ヒヤリハット報告
- ④ 参加させる KYT、相互注意、パトロール

5. 会社勤務を終え12年が経過した。関係した会社の安全衛生管理活動の現状が気になるこの頃である。

当時は、安全衛生管理についてPDCAサイクルの考え方は一般的でなかった。労働安全衛生マネジメントシステ

ムのPDCAサイクルのうちC、Aは不十分であったが、管理手法としては一定のレベルを維持しており、安全成績も良好であった。

現状を指針で定める事項に照らし点検し、不足部分を改善すれば確りした仕組みに仕上がると思われる。

6. 平成19年本会会長功績賞受賞の荣誉を頂きました。表彰には一定の条件がありました。表彰が、支部会員のご推薦によるもので感謝申し上げる次第です。

専門サービスマンのコンサルタントは、個人の日頃の業務研鑽は欠かせません。更に大規模な業務については、支部会員又はグループとしての業務開拓が必要になることから業務研修会、情報交換会の開催等支部活動を活性化することが必要と思われる。これら支部活動には積極的に参画し、受賞の恩返しを致したい。

天災と労災

労働安全コンサルタント
尾形尚武

旧山古志村を崩壊した大地震から3年、同じエリアの柏崎でマグニチュード6.8の地震が発生して多くの被害をもたらした。ついこの間にも能登半島で甚大

な被害をもたらした地震があり「天災は忘れたころにやってくる」という格言はもはや通用しそうもない。

現代社会は科学技術の著しい進歩により多くの自然を克服して文明を享受している社会であるが、こうした災害に遭遇すると大自然の前には人間の英知など微々たるものと思わざるを得ません。天体観測や人工衛星などによる宇宙科学技術の進歩に較べて、かんじんの人間の足下の地底に関してはあまり良く知られていない。同じ自然災害でも台風や降雨といったものはある程度予知が出来るが、地震はいつ、どこで、どのくらいの大

きさのものが発生するか全く解らない。ある日突然地が揺らぐ。そして高齢者や子供といった弱者、古い構造物など弱い所に集中して被害をもたらす。文明社会を支えている電気、水、ガス、通信といったライフラインを破壊する。それから組織の危機管理のよろさも露呈しました。人間は最悪の場合を想定したくないものです。そういうことはまさか身の周りに起こるはずがないと思うことにより日常の精神バランスをとっている。しかし人間の思惑などに関係なしに突然災害が襲ってきます。

話は変わりますが、働く人達が職場で遭遇する災害があります。それはほとんど人災である労働災害です。このような労働災害に対しても最悪の場合を想定せず、まさか私に限って起こるはずがないと思っているのが普通じゃないでしょうか。しかし条件がそろえば何時でも起こりえます。そして天災と違って想定可能な災害がほとんどです。安心して働ける職場にするためには、災害を適確に想定し(リスクアセスメント)組織をあげて(マネジメントシステム)事

雑感、産業医活動を振り返って

労働安全コンサルタント
五十嵐 俊彦

産業医として労働安全衛生委員会・職場巡視を指導しながら、いつも「期待されていることに応えているのかな?説明・指導は的を得ているのかな?わかってもらえたのかな?」と反省する。日経メディカルによれば、統計上、嫌われる医者とは「耳を貸さない、説明がわかりづらい、共感してくれない、高圧的な態度、知ったかぶりで頼りない、社会人としてのマナーに欠ける」らしい。自分では、報酬

分は作業環境測定の実施・作業管理指導・健診事後措置と疫学統計報告等で事業者者に十分にお返しできていると信じているのではあるが・・・。しかしながら、対策措置は少々尻つぼみで、面倒を見ている従業員数百名のプレス作業中小企業では、リスク対策はコストのわからない作業管理となりやすく、当面は、耳栓チェッカーなどによるその実効性の担保を目指すこととした。

新潟県労働衛生医学協会・労働基準協会・産業保健推進センター等主催の作業主任者技能講習・特別教育・産業医研修会の講師を引き受けたり、RST講座に参加する機会を得てからは、モチベーションの高い現場監督者を中心とした安全衛生管理体制作りの必要性を再確認した。モチベーションの動因を高める為にも、高品質の教育の提供と、平野魁流にその教育内容を得心させる情熱が必要となる。それ故、個人的には、日本労働安全衛生コンサルタント会生涯研修制度への参加を決めた。また、今後、2007年問題への対応と文字離れの若年層の指導には、積極的に「動画像」を提供してゆくことを考慮している。

石綿問題について

労働衛生コンサルタント
鈴木 弥寿春

現在、「石綿相談員」として職務に当たらせていただいております。恐縮ですが、石綿問題の感想を述べさせていただきます。昨年は、石綿の「遅発性」への対応の難しさについて述べました。このように困難な物質はなるべく使わない、そして、使うには管理された状態で使うようにしないと後世に課題を残してしまうという教訓として生かしたいと思います。

現在、石綿を扱っているのは、解体・廃棄物処理・試験・研究・化学プラントなどと思います。懸念としては、除去下請け業者、廃棄物関係業者や非正規社員は、含有情報を知らずにばく露するリスクが高いと思います。市場原理としては、省略されていくのではないのでしょうか。この場合、情報発信元の発注者は、情報が末端の除去者や処分者に適正に伝わっているか感心を高めていただき、リスク緩和してほしいと思います。現存から処分までの情報管理システムがあると良いと思います。

次に、解体計画については、レベル1〜3という定性的区分けでコントロールバンディング

されてますが、実際の発じん・ばく露量は、建材種類のほかに含有量もかなり効いてくると思います。実測値によるフィードバックを活用してゆくことが有効ではないかと考えます。

今年の関連話題は、石綿健康管理手帳の要件拡大でしょうか。職歴要件だけで良いみたいですが、間接ばく露は含まれないらしく、今後の課題とするようです。粉じん作業のように間接ばく露が追加されると良いと思います。

最後に、「遅発性と統計」について、考察したいと思います。石綿被害は、統計が遅れて現れてくるので、予測値で評価するような方法があると、現状評価がわかりやすいと思うのです。例えば、2005年の「2030年予測被災値」が40、000人で、2008年のそれは35、000人というような感じだと思います。

以上、まとまりのない私的な見方で恐縮ですが、暫定報告として寄稿しました。これからも、先輩方のご教授をいただきながら、少しでもお役に立てるよう努力したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

失敗学

支部理事(広報担当)
長 沼 毅
(労働衛生コンサルタント)

『失敗』は何かと身近な言葉ですが、『失敗学』となると余り耳慣れない言葉です。

労働災害もいわば、安全管理上の失敗です。この失敗が及ぼす影響は人的、物的にも、大小様々です。場合によっては尊い人命を失ったり、会社の運営そのものや社会へ甚大な影響を及ぼしかねないこともあります。その損失や被災者並びにその家族、関係者への影響は計り知れません。

この失敗についてNHK教育テレビの科学番組で『失敗学のすすめ』と題し、取り上げておりました。少々興味深い内容でしたので、一部を紹介します。

この番組では『失敗学』の創始者でもある工学院大学工学部の畑村洋太郎教授(元、東京大学工学部教授機械工学専攻)が実際に発生した事故、災害をもとに報道発表された原因やその背景となった事象の解析などを調査や実験的な手法により、どのように対処することが望ましいことであったかなどを検証したものでした。『失敗学』は、中央労働災害防止協会発行の「働

く人の安全と健康」2004年1月〜12月号にも特集されました。

その中で、失敗の例として「社会を発展させた3大事故」が取り上げられました。これらは設計に係る方はよくご承知のことと思いますが、各分野の技術の進歩に大きく貢献し、社会を発展させた代表的失敗例です。

【過去の3大事故】

- ① 吊り橋タコマ橋の崩壊事故(1940年アメリカ)・・・横風による自励振動で崩壊
- ② 世界初のジェット旅客機コメット機の空中爆発事故(1954年イギリス)・・・金属疲労による疲労破壊
- ③ 1万トン級の輸送船リバティ船の破壊事故(1942年アメリカ)・・・溶接の欠陥、低温脆性温度が低くなると金属そのものがもろくなる特性)

これらの失敗(事故)はいずれも大きなダメージを与えました。しかし、これらの事故に係った技術者たちはその失敗を直視し、これらを飛躍の種とした結果、現在の姿があるといえます。断片的に紹介いたしましたが、畑村洋太郎教授の『失敗学』は労働災害防止の仕事に係る私にとって大変示唆に富んだものであります。皆様のご参考になれば幸いです。

研究会紹介

(参考文獻)
畑村洋太郎 「失敗学のすすめ」 講談社
畑村洋太郎 「決定版 失敗学の法則」 文藝春秋

新潟産業保健研究会

この度は、支部ニュースにて『新潟産業保健研究会』を紹介する機会をいただき、感謝申し上げます。

新潟産業保健研究会は、産業保健に携わる多くの専門職(労働安全衛生コンサルタント、産業医、産業歯科医、産業看護師、保健師、衛生管理者、作業環境測定士、事業者、総務・人事担当者、産業カウンセラー等)及びこれらを志す方々の参加を得て、新潟県の産業保健の一層の発展と充実を図ることを目的に設立されました。昨年9月に朱鷺メッセで開催された日本産業衛生学会 第16回産業医・産業看護全国協議会の実行部隊として参加した県内の専門家が、本研究会立ち上げの中心となりました。本年6月23日に第1回総会が開かれ、正式に発足いたしました。

同時に、第1回研修会が、日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部、新潟県医師会、新

新潟県歯科医師会、新潟県産業看護部会、新潟産業保健推進センター、並びに日本産業カウンセラー協会関東支部との共催で行われ、県内外から205名が参加し、盛大な研修会となりました。貴会の多大なるご協力で、心から感謝申し上げます。

本研究会主催の研修会は、既存の産業保健研修会を企画する団体とは競合せず、研究会独自の特色あるテーマ選定を心掛け、講師は県内外から広く人材を求めています。第1回研修会では、事例検討会「産業保健のメンタルヘルスのコツ」の講師に、NIT東日本関東病院精神科部長秋山剛先生を、また、事例検討会「小規模事業場の職場巡視での諸問題の対策」何のためにどこをどのように改善してもらいたいのか」の講師に新日本製鉄(株)君津製鐵所専属産業医宮本俊明先生をお招きしました。第一線で活躍されている専門家の実践的かつ示唆に富む講演内容に、参加者一同感服いたしました。次回は、平成19年12月1日に予定されており、労働安全衛生コンサルタントの先生方にも、新潟産業保健研究会に多数参加いただきますようお願い申し上げます。

新潟産業保健研究会

会長 松原 統

幹事・会計

労働衛生コンサルタント

中平 浩人(文責)

支部トピックス

支部事務局長

鈴木 武 男

○新潟支部第一五回定時総会

平成一九年六月一六日、新潟東映ホテルにて開催され、平成一九年度の事業計画等を採択しました。本年の事業計画として新たに取り組むものに、次のものが挙げられます。

1. 安衛法第八八条第一項ただし書の規定による計画届の免除制度に支部として対応可能な体制を整備するため、事業委員会において検討することとします。
2. 昨年度から実施してきた支部独自の事業である無料・巡回「安全衛生相談センター」は本年度も継続することとなりました。特に本年度は各監督署で実施する「リスクアセスメント研修会」にこの制度を活用して講師を派遣することとなり、リスクアセスメントの普及に貢献することが期待されます。

○豊島豊秀氏に会長功績賞

平成一九年度会長功績賞に当

支部の豊島豊秀会員が表彰要件に該当し、五月二九日に受賞されました。長年のコンサルタント会への貢献が評価されたもので、誠におめでとうございます。

○第一回業務研修会を定時総会に併せて開催

本定時総会の開催前に、同じ会場で第一回の業務研修会を開催しました。テーマは「リスクアセスメント診断事例」で講師として、昨年度リスクアセスメント診断を実施した診断員四名の中から、豊島豊秀会員及び井筒威久会員に担当してもらいました。本年度の自律的安全衛生活動普及促進事業(従来の特別安全衛生診断事業)はすべてがリスクアセスメント診断となるため、時機を得たテーマ設定でした。例年では一二月に第一回研修会(安全)を開催しましたが、せっかく会員の皆さんが集まる場を有効に活用することで、参加人数も例年よりかなり多く一九名でした。なお、第二回は平成一九年一二月八日(土)で衛生のテーマで開催の予定です。

○事業場におけるリスクアセスメント担当者養成のコーディネートナーターの配置

厚生労働省からの委託事業として、各支部には、事業場にお

けるリスクアセスメント担当者養成講習会を年四回程度開催することが予定されています。(平成一九年十月以降実施予定)そのためのコーディネートナーターを各支部で配置することですが、詳細については、今後説明があるものと思われます。今後コンサルタント活動の場が増えることが期待されます。

○新潟産業保健研究会設立される

昨年新潟市で開催され日本産業衛生学会及び産業界・産業看護全国協議会を機に、当時開催運営に携わった関係者で、新潟県にも産業保健に係る調査・研究する団体の設立が要望され、本年六月二三日に「新潟産業保健研究会」の設立総会が開催され、当支部からも多数の関係者が参加しました。当支部も共催団体として承認されています。今後、新潟県の産業保健水準の向上が期待されます。

○委託事業に関するブロック会議

厚生労働省が本会に委託する事業で、「リスクアセスメント担当者の養成のための研修会」及び「自律的安全衛生活動普及促進事業」について本会が主催する北関東・甲信越ブロック会議

が新潟市で開催されることになりました。期日は平成一九年十月三日で、ブロック内各支部は二名程度が参加する予定です。

○北関東・甲信越ブロック会議
従来から開催されてきました北関東・甲信越ブロック会議は平成一九年十月一九日、茨城支部が幹事となり、水戸市において開催されます。なお、会議テーマ等は追って決定されます。

倫理綱領

昭和57年9月25日制定
平成18年4月1日改正
(前文)

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下「労働安全衛生コンサルタント」という)は、常に安全衛生に関する経験を積み、その技術及び知識の充実と向上に努め、すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することを使命とし、安全衛生の充実を通して社会の発展に寄与し、労働安全衛生コンサルタントの名譽と権威を高めなければならない。

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会